

こんな時は、お取引のガス供給事業者
または、ガス販売店までご連絡ください。

- ・1年以上滞留している高圧ガス容器がある時
- ・不要となった高圧ガス容器を返却したい時
- ・高圧ガス容器の盗難にあった時
- ・高圧ガス容器を紛失した時
- ・放置された不明容器を見つけた時



●問合せ先

担当者

高圧ガス容器の適正管理にご協力ください。



監修：埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

高圧ガスは、様々な産業にとって必要不可欠な存在になっています。

しかし、高圧ガスは危険性も併せ持っております。高圧ガス容器はその危険性を閉じ込めております。

事故防止に向けて、高圧ガス容器の適正管理が重要です。

高圧ガス容器の

長期間滞留 防 止

●定められた期間内に返却しましょう。

高圧ガス容器の

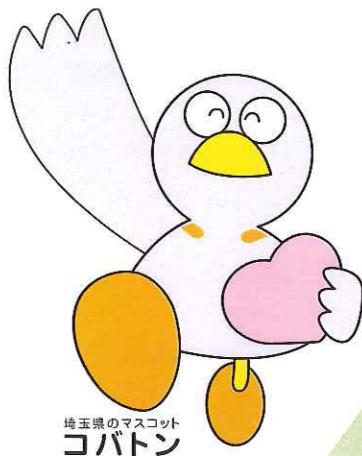
保管状況 置場の安全確保

●紛失・盗難事故の場合は速やかに届出の上ご連絡ください。

高圧ガス容器の

盗難事故 防 止

●悪意ある他人に渡ると非常に危険です。



埼玉県 高圧ガス溶材協会

さいたま市浦和区高砂 3-4-9 (太陽生命ビル 6F)

Tel.048-833-1878 Fax.048-822-6809

Web Site <http://www.skyk.org/>

埼玉県 高圧ガス容器 保安対策指針

埼玉県高圧ガス溶材協会
監修：埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

1. 指針の目的

この指針は、埼玉県高圧ガス溶材協会が埼玉県の助言を受け、高圧ガスの供給事業者や消費事業者における高圧ガス容器の安全管理等に関する規範を示し、高圧ガス保安法を補完するとともに自主保安活動をより一層促進し、高圧ガスによる事故の未然防止を図ることにより、県民の安心・安全の確保に寄与することを目的とする。

2. 基本的な考え方

高圧ガスを消費する事業所において、法令に詳細な規定がないため保安管理が徹底されていなかったことから、高圧ガス容器の長期間の停滞による外面腐食等を要因とする容器の破裂事故が発生している事を踏まえ、高圧ガスの供給事業者、消費事業者等の自主保安活動を促進し、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と高圧ガスの安全な消費の確保により、不明容器又は長期停滞容器による災害の発生を防止し、県民の安心・安全を確保するために事業者がとるべき事項を明文化したものである。

3. 指針の対象

この指針では、高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条第1項に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により、工業用、建設用、試験研究用等に使用される高圧ガスを供給又は消費する事業者並びにこれらに関する団体を対象とする。

4. 用語の定義

① 供給事業者

下記③の消費事業者に高圧ガスを販売する県内の製造事業者及び販売事業者（取次販売事業者を含む。）をいう。

② 取次販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス製造事業者又は販売事業者に高圧ガス容器の引き渡し又は引取を依頼する販売事業者をいう。

③ 消費事業者

高圧ガス容器に充填された高圧ガスを、県内において消費して事業活動を行う者をいう。

④ 不明容器

現に所有者または使用者が適正に管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

⑤ 関係団体

埼玉県内の高圧ガス保安団体をいう。

5. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、【指針の目的】を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器の受け入れ及び引渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。
- ② 消費事業者に安全な高圧ガス容器の貯蔵及び高圧ガスの消費のための適切な情報を提供し、保安の確保のため助言する。また、高圧ガス保安法第20条の6第1項の販売の方法の基準に基づき消費事業者の保安台帳を備える。
- ③ 高圧ガスを充填した高圧ガス容器が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法第36条に基づき応急措置を講じるとともに関係機関へ速やかに通報を行うことができるよう、連絡体制をあらかじめ構築し、従業者に周知する。
- ④ 高圧ガスによる事故（災害又は高圧ガス容器の盗難、喪失を含む。）が発生したときには、高圧ガス保安法第63条第1項に基づき関係機関へ速やかに通報を行うことができるよう、連絡体制をあらかじめ構築し、従業者に周知する。
- ⑤ 高圧ガスの販売にあっては高圧ガス容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。消費する事業者の間での高圧ガス容器のまた貸しは禁止する。
- ⑥ 高圧ガス容器について、常にその所有者を明確に識別できるようにする。
- ⑦ 1年に1回以上、消費事業者における高圧ガス容器の管理状況等を調査し、確認する。
- ⑧ 同じ高圧ガス容器は1年以上継続して同一事業者に停滞させない。ただし、適正に管理されていることを確認したものについてはこの限りではない。

⑨ 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱い以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、7-②において定める高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）に搬入して、当該容器の所有者に返却する措置をとる。

⑩ 関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従業者に対して保安教育を行う。

⑪ 消費事業者に対して、【6 消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する。

6. 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、【指針の目的】を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 高圧ガスを貯蔵するときは、高圧ガス保安法第15条第1項の規定を遵守する。
- ② 高圧ガスを消費するときは、高圧ガス保安法第24条の3第2項又は同法第24条の5の規定を遵守する。
- ③ 高圧ガス容器の管理責任者を置き、次に掲げる職務を行わせることとする。
 - ア. 高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。消費する事業者の間での高圧ガス容器のまた貸しは禁止されている。
 - イ. 毎日の作業開始時及び終了時に、所定の場所で保管、使用されているか、安全に使用できる環境にあるか管理状況を確認する。
- ④ 供給事業者から安全な高圧ガス容器の貯蔵及び高圧ガスの消費のための適切な情報の提供を受けた際は、その情報を事業所の従業者にもれなく周知する。また供給事業者が備える必要のある保安台帳の作成に協力する。
- ⑤ 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理や高圧ガスの消費について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- ⑥ 高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器、アセチレン容器に設置が義務付けられている逆火防止器）は、作業開始時に安全上問題がないか点検等を実施し、改善が必要であれば速やかに実施する。
- ⑦ 高圧ガス容器は、危険な状態とならないよう適正に管理し、使用後は直ちに供給事業者に返却する。また使用中であっても1年以上停滞させないようにする。
- ⑧ 万一、高圧ガスを充填した高圧ガス容器が危険な状態となったときは、高圧ガス保安法第36条に基づき応急措置を講ずるとともに関係機関へ速やかに通報を行うことができるよう、連絡体制をあらかじめ構築し、従業者に周知する。
- ⑨ 高圧ガスによる事故（災害又は高圧ガス容器の盗難、喪失を含む。）が発生したときは、高圧ガス保安法第63条第1項に基づき関係機関へ速やかに通報ができるよう、連絡体制をあらかじめ構築し、従業者に周知する。
- ⑩ 高圧ガス保安に関連する団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

7. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、【指針の目的】を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器の適正な取扱いについて、供給事業者及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- ② 不明容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む。）を設けるなど必要な措置をとる。

8. 不明容器の処理

- ① 高圧ガス不明容器を発見した者は、自ら処理することなく、直ちに供給事業者又は関係団体に通報し、処理を依頼する。
- ② 供給事業者及び関係団体は、不明容器を迅速、適正に処理するため、次の措置をとることとする。
 - ア. 不明容器の処理体制を確立し、処理を行う。
 - イ. 不明容器を発見したら速やかに関係機関に通報できる体制を確立する。
 - ウ. ア及びイについて広報する。

附則 この指針は、平成27年1月1日から施行する。

